

都道府県国民健康保険運営協議会の設置に関するQ & A

【条例について】

問 1 都道府県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関する条例は、単独で定める必要があるか。

（答）

「都道府県国民健康保険運営協議会条例参考例について」（平成 28 年 3 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）にてお示しした条例参考例は、都道府県国保条例を制定していない段階で、協議会の根拠条例を制定する場合を想定したものです。

このため、例えば、平成 29 年度から納付金等の算定方法とあわせて都道府県国保条例を制定する場合などは、都道府県国保条例の中で協議会に係る規定を設けることは可能であり、必ずしも単独で制定しなければならないものではありません。

問 2 条例に基づかない協議会の設置は可能か。

（答）

例えば、平成 29 年度から都道府県国保条例を定めることを予定している場合であっても、協議会における議論は平成 28 年度から開始することも考えられます。その場合、一旦、平成 28 年度に協議会条例を制定し、平成 29 年度に都道府県国保条例の制定と同時に協議会条例を廃止して、一本化する手続きをとることが考えられます。

また、都道府県国保条例を制定するまでの間は、各都道府県のルールに従い、条例に基づかない任意の協議会として運用することも考えられます。

なお、都道府県及び市町村における国保条例参考例は、平成 29 年春までに順次お示しできるよう、作業を進めているところです。

問 3 都道府県によっては、各種協議会を個別の条例ではなく、「附属機関の設置に関する条例」など一つの条例にまとめて定め、具体的な委員の定数の内訳を条例施行規則に委任している場合もあるが、委員の定数について、条例ではなく条例施行規則に定める必要があるか。

（答）

委員の定数を条例に定めない場合は、条例において条例施行規則への委任の根拠規定を設けつつ、条例施行規則に定めることも考えられます。

【任期について】

問 4 平成 30 年度より前に選任された委員の任期はいつまでか。

(答)

改正後の国民健康保険法施行令の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行されるため、任期を 3 年とする規定も同日から施行されます。このため、平成 30 年度の同令の施行前に設置された協議会においては、任期を平成 30 年 3 月 31 日までとして設定するとともに、平成 30 年 4 月 1 日に再任し、同日から任期を 3 年とする必要があります。

【協議会の設置根拠について】

問 5 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条のみでは、協議会条例を制定し、同協議会を運営する根拠にはならないのではないか。

改正法附則第 6 条から附則第 8 条までにおいては、それぞれ、財政安定化基金の設置、国保運営方針の策定、標準保険料率の算定等について具体的に規定されているが、協議会については言及がないため、反対解釈で協議会の施行前の設置・運営はできないのではないか。

(答)

改正法の施行前における協議会の設置及び運営については、改正法附則第 9 条に基づき行うことができます。

附則第 6 条から附則第 9 条までの規定は、改正法の施行に向け、必要な準備行為を行うことができるよう経過措置を定めているものであり、基本的に附則第 9 条で必要な準備行為は全て読むことが可能です。